

調査計画

1 調査の名称（☒特定一般統計調査 ☐その他の一般統計調査）

最低賃金に関する実態調査

2 調査の目的

この調査は、中小零細企業又は事業所の労働者の賃金の実態及び賃金改定の状況等を把握し、中央最低賃金審議会、地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資することを目的とする。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（☒全国 ☐その他）

（2）属性的範囲（☐個人 ☐世帯 ☒事業所 ☐企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

ア 賃金改定状況調査

日本標準産業分類（平成25年10月改定）に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、常用労働者数が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる事業所とする。

（ア）製造業

（イ）卸売業、小売業

（ウ）学術研究、専門・技術サービス業

（エ）宿泊業、飲食サービス業

（オ）生活関連サービス業、娯楽業

（カ）医療、福祉

（キ）サービス業（他に分類されないもの）

イ 最低賃金に関する基礎調査

日本標準産業分類に基づく次の産業に属する民営事業所のうち、（ア）及び（イ）の産業については常用労働者100人未満を雇用している事業所とし、その他の産業については常用労働者30人未満を雇用している事業所とする。

ただし、次の産業以外の産業であっても、特定最低賃金が設定されている産業（調査実施年度に新たな特定最低賃金の決定の申出が見込まれる場合は、当該特定最低賃金が設定されることとなる産業も含む。以下同じ。）については、当該特定最低賃金の審議に必要な場合に限り、調査の対象とする。また、特定最低賃金が設定されている産業が、常用労働者30人若しくは100人以上を雇用している事業所が多くを占めており、特定最低賃金の審議に必要な場合は、30人若しくは100人以上を雇用している事業所も調査の対象とする。

（ア）製造業

- (イ) 情報通信業のうち新聞業、出版業
- (ウ) 卸売業、小売業
- (エ) 学術研究、専門・技術サービス業
- (オ) 宿泊業、飲食サービス業
- (カ) 生活関連サービス業、娯楽業
- (キ) 医療、福祉
- (ク) サービス業（他に分類されないもの）

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 賃金改定状況調査

約17,000事業所（母集団の大きさ 約170万事業所）

イ 最低賃金に関する基礎調査

約99,000事業所（母集団の大きさ 約264万事業所）

(ア) 地域別最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

約66,000事業所（母集団の大きさ 約255万事業所）

(イ) 特定最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

約34,000事業所（母集団の大きさ 約9万事業所）

(2) 報告者の選定方法（☐全数 ☒無作為抽出（☒全数階層あり） ☐有意抽出）

ア 賃金改定状況調査（詳細は別紙参照）

利用可能な最新の事業所母集団データベースにおける事業所を母集団とし、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

イ 最低賃金に関する基礎調査（詳細は別紙参照）

(ア) 地域別最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

利用可能な最新の事業所母集団データベースにおける事業所を母集団とし、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。

(イ) 特定最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

利用可能な最新の事業所母集団データベースにおける事業所を母集団とし、特定最低賃金が設定されている都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出により選定する。なお、標本設計の結果、一部の都道府県、産業については全数階層が存在する（詳細は別紙参照）。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項

ア 賃金改定状況調査

(ア) 事業所に関する事項

- a 主要な生産品の名称又は事業の内容
- b 法人番号
- c 事業所の労働者数
- d 事業所の月間所定労働日数
- e 事業所の通常労働日の1日の所定労働時間数
- f 事業所の前々年度の年間所定労働日数
- g 事業所の前年度の年間所定労働日数
- h 賃金改定状況

(イ) 労働者に関する事項

- a 性
- b 就業形態
- c 年齢
- d 勤続年数
- e 前年6月分の賃金形態
- f 前年6月分の基本給額
- g 前年6月分の諸手当
- h 前年6月分の月間所定労働日数
- i 前年6月分の1日の所定労働時間数
- j 当年6月分の賃金形態
- k 当年6月分の基本給額（見込額）
- l 当年6月分の諸手当（見込額）
- m 当年6月分の月間所定労働日数
- n 当年6月分の1日の所定労働時間数

イ 最低賃金に関する基礎調査

(ア) 事業所に関する事項

- a 主要な生産品の名称又は事業の内容
- b 法人番号
- c 事業所の労働者数

(イ) 労働者に関する事項

- a 性
- b 就業形態
- c 年齢
- d 勤続年数
- e 職種又は仕事の内容（４（１）イ（イ）に該当する事業所に限る）
- f 当年６月分の賃金形態
- g 当年６月分の基本給額（見込額）
- h 当年６月分の精皆勤手当、通勤手当、家族手当及びその他の手当（各見込額）
- i 当年６月分の月間所定労働日数
- j 当年６月分の１日の所定労働時間数

〔集計しない事項の有無〕 無☐ 有☒

- ・法人番号（上記ア（ア）b、イ（ア）b）は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。
- ・事業所の労働者数（上記イ（ア）c）は、事業所規模との整合チェック及び労働者に関する事項（上記イ（イ））において報告のあった労働者の数と一致している否かを確認するために用いるものであり、集計は行わない。

（２）基準となる期日又は期間

ア 賃金改定状況調査

調査実施年の６月１日現在とする。ただし、事業所に関する事項のうち、一部の調査事項については、調査実施前々年度１年間及び前年度１年間とし、労働者に関する事項のうち、一部の調査事項については、調査実施前年の６月１日現在とする。

イ 最低賃金に関する基礎調査

調査実施年の６月１日現在とする。

６ 報告を求めるために用いる方法

（１）調査系統

ア 賃金改定状況調査

配布：厚生労働省労働基準局 — 民間事業者 — 報告者

回収（郵送調査）：報告者 — 民間事業者 — 厚生労働省労働基準局

回収（オンライン調査）：報告者 — 厚生労働省労働基準局

イ 最低賃金に関する基礎調査

配布：厚生労働省労働基準局 — 民間事業者 — 報告者

回収（郵送調査）：報告者 — 都道府県労働局 — 厚生労働省労働基準局

回収（オンライン調査）：報告者 — 厚生労働省労働基準局

（２）調査方法

☒郵送調査 ☒オンライン調査（☒政府統計共同利用システム ☐独自のシステム ☐電子メール）
☐調査員調査 ☐その他（ ）

〔調査方法の概要〕

ア 賃金改定状況調査

配布：民間事業者から報告者あて郵送により調査票を配布する。

回収：次の①及び②の提出方法のうち報告者が選択した方法により行う。

①記入済み調査票を民間事業者あて郵送する方式

②インターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムを利用する。）

イ 最低賃金に関する基礎調査

配布：民間事業者から報告者あて郵送する。

回収：次の①及び②の提出方法のうち報告者が選択した方法により行う。

①記入済み調査票を都道府県労働局あて郵送する方式

②インターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムを利用する。）

7 報告を求める期間

（１）調査の周期

☐1回限り ☐毎月 ☐四半期 ☒1年 ☐2年 ☐3年 ☐5年 ☐不定期 ☐その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 賃金改定状況調査

毎年5月上中旬～6月上旬

イ 最低賃金に関する基礎調査

毎年5月上中旬～6月上旬

8 集計事項

集計事項は別添のとおりとする。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (■全部公表 □一部非公表 □全部非公表)

(2) 公表の方法 (■e-Stat □インターネット (e-Stat以外) □印刷物 □閲覧)

調査結果は、ホームページ (厚生労働省ホームページ及びe-Stat) により公表する。

(3) 公表の期日

賃金改定状況調査の結果は、中央最低賃金審議会において一部公表し、全部は審議終了後速やかに公表する。

最低賃金に関する基礎調査の結果は、都道府県ごとに調査実施年の翌年6月上旬までに公表する。ただし、必要に応じて地方最低賃金審議会において一部公表することも可能とする。

10 使用する統計基準等

■使用する→■日本標準産業分類 □日本標準職業分類 □その他 ()

□使用しない

調査対象の範囲の画定に当たって、日本標準産業分類によるとともに、集計結果の表章についても、同分類の大分類によっている。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

(1) 調査票情報の保存期間

記入済み調査票：1年保存

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年

(2) 保存責任者

ア 賃金改定状況調査票

厚生労働省労働基準局長

イ 最低賃金に関する基礎調査票

厚生労働省労働基準局長：記入済み調査票 (紙媒体または紙媒体を読み取った電磁的記録媒体) (正本)

及び調査票の内容を記録した電磁的記録媒体

都道府県労働局長：記入済み調査票 (紙媒体または紙媒体を読み取った電磁的記録媒体) (副本)

最低賃金に関する実態調査 集計事項

[賃金改定状況調査]

(全国結果)

- 第1表 賃金改定実施状況別事業所割合
- 第2表 事業所の平均賃金改定率
- 第3表 事業所の賃金引き上げ率の分布の特性値
- 第4表 一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率
- 第5表 賃金引き上げの実施時期別事業所数割合
- 第6表 事由別賃金改定未実施事業所割合
- 第7表 パートタイム労働者比率、男女別労働者数比率及び事業所の平均年間所定労働日数
- 第8表 年齢階級別労働者数比率、勤続年数階級別労働者数比率、事業所の平均労働者数、平均月間所定労働日数及び通常労働日の1日の平均所定労働時間数

[最低賃金に関する基礎調査]

○地域別最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

(都道府県別結果)

- 第1表 産業、就業形態、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数
- 第2表 産業、就業形態、賃金階級、性、年齢階級別労働者数
- 第3表 賃金階級、勤続年数階級別労働者数
- 第4表 諸手当の種類別労働者1人平均支給額

○特定最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

(都道府県別結果)

- 第1表 産業、賃金階級、事業所規模・地域・年齢階級別労働者数
- 第2表 産業、賃金階級、性、年齢階級別労働者数
- 第3表 産業、賃金階級、勤続年数階級別労働者数
- 第4表 産業別諸手当の種類別労働者1人平均支給額

最低賃金に関する実態調査の標本設計について

1 母集団

・調査の範囲

(1) 賃金改定状況調査

「製造業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所であって、常用労働者数が30人未満の企業に属し、1年以上継続して事業を営んでいる民営事業所

(2) 最低賃金に関する基礎調査

「製造業」、「情報通信業」のうち「新聞業」及び「出版業」、「卸売業、小売業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」及び「サービス業（他に分類されないもの）」に属する事業所であって、30人未満（「製造業」及び「情報通信業」のうち「新聞業」及び「出版業」は100人未満）の常用労働者を雇用する民営事業所

・サンプルフレーム 事業所母集団データベース

2 目標精度、標本サイズ

(1) 賃金改定状況調査

中央最低賃金審議会の最低賃金引上げ額の目安審議においては、各都道府県を3つに分ける最低賃金引上げ額の目安におけるランク別の統計表が主に重視されていることから、ランク別、産業別に層化した上で、ランク別、調査産業計において次の式によって1人1時間あたり賃金上昇率の標準誤差が0.20%となるよう標本サイズを決定する。

ランク内の都道府県別、産業別、事業所規模別（※）の配分は母集団事業所数の構成比率で配分するものとする。

※ 産業は上記1(1)に掲げる7つの産業で区分し、事業所規模は1～9人と10～29人で区分。

なお、上記の設定による全国計、産業計における標準誤差は0.13%程度となる。ただし、標準誤差計算における各ランク・産業の分散、共分散などは過去の調査の実績値を用いて推計する。

$$\alpha = R \left(\sum_h \left(\frac{1}{m^h} - \frac{1}{M^h} \right) \left(\frac{B^h}{B} \right)^2 \left[\left(\frac{\text{Var}(T_y^{xh})}{\bar{T}_y^{xh2}} + \frac{\text{Var}(N_y^h)}{\bar{N}_y^{h2}} - 2 \frac{\text{Cov}(T_y^{xh}, N_y^h)}{\bar{T}_y^{xh} \bar{N}_y^h} \right) \left(\frac{A_y^h}{A_y} \right)^2 \right. \right. \\ \left. \left. + \left(\frac{\text{Var}(T_{y-1}^{xh})}{\bar{T}_{y-1}^{xh2}} + \frac{\text{Var}(N_{y-1}^h)}{\bar{N}_{y-1}^{h2}} - 2 \frac{\text{Cov}(T_{y-1}^{xh}, N_{y-1}^h)}{\bar{T}_{y-1}^{xh} \bar{N}_{y-1}^h} \right) \left(\frac{A_{y-1}^h}{A_{y-1}} \right)^2 \right. \right. \\ \left. \left. - 2 \left(\frac{\text{Cov}(T_y^{xh}, T_{y-1}^{xh})}{\bar{T}_y^{xh} \bar{T}_{y-1}^{xh}} + \frac{\text{Cov}(N_y^h, N_{y-1}^h)}{\bar{N}_y^h \bar{N}_{y-1}^h} - \frac{\text{Cov}(T_y^{xh}, N_{y-1}^h)}{\bar{T}_y^{xh} \bar{N}_{y-1}^h} - \frac{\text{Cov}(T_{y-1}^{xh}, N_y^h)}{\bar{T}_{y-1}^{xh} \bar{N}_y^h} \right) \frac{A_y^h A_{y-1}^h}{A_y A_{y-1}} \right] \right)^{1/2}$$

α : 当該ランクの産業計の標準誤差、

M^h : 当該ランクの産業 h の母集団事業所数、 m^h : 当該ランクの産業 h の標本事業所数、

B^h : 当該ランクの産業 h の母集団労働者数、

$B = \sum_h B^h$: 当該ランクの産業計の母集団労働者数、

x_y^{hij} 、 x_{y-1}^{hij} : 当該ランクの産業 h の i 番目の事業所における j 番目の労働者の、 y 年 6 月及び $y-1$ 年 6 月の 1 時間あたり賃金額、

$T_y^{xhi} = \sum_j x_y^{hij}$ 、 $T_{y-1}^{xhi} = \sum_j x_{y-1}^{hij}$: 当該ランクの産業 h の i 番目の事業所内の、 y 年 6 月及び $y-1$ 年 6 月の 1 時間あたり賃金の総額、

$\bar{T}_y^{xh} = \sum_i T_y^{xhi} / m^h$ 、 $\bar{T}_{y-1}^{xh} = \sum_i T_{y-1}^{xhi} / m^h$: 当該ランクの産業 h における y 年 6 月及び $y-1$ 年 6 月の事業所内の 1 時間あたり賃金の総額の事業所平均、

N_y^{hi} 、 N_{y-1}^{hi} : 当該ランクの産業 h の i 番目の事業所の y 年 6 月及び $y-1$ 年 6 月の労働者数、

$\bar{N}_y^h = \sum_i N_y^{hi} / m^h$ 、 $\bar{N}_{y-1}^h = \sum_i N_{y-1}^{hi} / m^h$: 当該ランクの産業 h における y 年 6 月及び $y-1$ 年 6 月の労働者数の事業所平均、

$A_y^h = \bar{T}_y^{xh} / \bar{N}_y^h$ 、 $A_{y-1}^h = \bar{T}_{y-1}^{xh} / \bar{N}_{y-1}^h$: 当該ランクの産業 h における y 年 6 月及び $y-1$ 年 6 月の 1 時間あたり賃金額の労働者平均、

$A_y = \sum_h B^h A_y^h / B$ 、 $A_{y-1} = \sum_h B^h A_{y-1}^h / B$: 当該ランク（産業計）における y 年 6 月及び $y-1$ 年 6 月の 1 時間あたり賃金額の労働者平均、

$R = A_y / A_{y-1}$: 当該ランク（産業計）における $y-1$ 年 6 月から y 年 6 月への賃金上昇率

$\text{Var}(T_y^{xh})$ 、 $\text{Var}(N_y^h)$ 、 $\text{Cov}(T_y^{xh}, N_y^h)$ は y 年 6 月の当該ランクの産業 h における事業所内の 1 時間あたり賃金の総額、事業所内労働者数についての事業所間分散及び事業所間共分散であり、次の式で与えられる（他の分散・共分散も同様）。

$$\text{Var}(T_y^{xh}) = \frac{1}{m^h - 1} \sum_i (T_y^{xhi} - \bar{T}_y^{xh})^2, \text{Var}(N_y^h) = \frac{1}{m^h - 1} \sum_i (N_y^{hi} - \bar{N}_y^h)^2,$$

$$\text{Cov}(T_y^{xh}, N_y^h) = \frac{1}{m^h - 1} \sum_i (T_y^{xhi} - \bar{T}_y^{xh})(N_y^{hi} - \bar{N}_y^h)$$

<目標回収率>

目標回収率は、過去の実績を踏まえ、ランク別、産業別に設定する。

(2) 最低賃金に関する基礎調査

(ア) 地域別最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

目標精度の基準を影響率とし、都道府県別に、次の式によって調査対象産業全体で標準誤差の最大値（影響率 50% の場合の標準誤差）が 0.7% となるよう必要労働者数を算定する。必要事業所数については、母集団労働者数の事業所規模別比率に基づき事業所規模別に配分された必要労働者数を母集団から計算した 1 事業所あたりの労働者数（労働者抽出率を考慮）で除することにより算定する。

$$\alpha = \sqrt{\frac{N - n}{N - 1} \cdot \frac{p(1 - p)}{n}}$$

(N : 母集団労働者数、 n : 必要労働者数、 α : 標準誤差、 p : 影響率)

(イ) 特定最低賃金の審議のために調査が必要な事業所

目標精度の基準を影響率とし、特定最低賃金が設定されている都道府県、産業（調査実施年度に新たな特定最低賃金の決定の申出が見込まれる場合は、当該特定最低賃金が設定されることとなる都道府県、産業も含む。以下同じ。）別に、上記（ア）と同様の式によって標準誤差の最大値（影響率 50%の場合の標準誤差）が 1.0%となるよう必要労働者数を算定する。必要事業所数については、必要労働者数を当該特定最低賃金が設定されている都道府県、産業ごとに母集団から計算した 1 事業所あたりの労働者数（労働者抽出率を考慮）で除することにより算定する。

＜目標回収率＞

目標回収率は、過去の実績を踏まえ、都道府県別（上記（イ）については、都道府県別、産業別）に設定する。

上記(1)及び(2)による標本サイズの算出結果は別表のとおり。

3 母集団推計

(1) 賃金改定状況調査

(ア) 事業所に関する集計表

都道府県別、産業別、事業所規模別の集計事業所数を、サンプルフレームに基づく母集団事業所数に復元することにより推計する。

(イ) 労働者数に関する集計表

ランク別、産業別の集計労働者数を、サンプルフレームに基づく母集団労働者数に復元することにより推計する。

(2) 最低賃金に関する基礎調査

都道府県別（一部の都道府県に関しては地域別）、産業別、事業所規模別の標本労働者数を、サンプルフレームに基づく母集団労働数に復元することにより推計する。

資金改定状況調査の報告者数

	産業計				Eー製造業				Iー卸売業、小売業				Lー学術研究、専門・技術サービス業				Mー宿泊業、飲食サービス業				Nー生活関連サービス業、娯楽業				Pー医療、福祉				Rーサービス業（他に分類されないもの）				※目標達成率	E	I	L	M	M	P	R	全数活用
	母集団 事業所数	発行数	必要 事業所数	標準 達成率	母集団 事業所数	発行数	必要 事業所数	標準 達成率	母集団 事業所数	発行数	必要 事業所数	標準 達成率	母集団 事業所数	発行数	必要 事業所数	標準 達成率	母集団 事業所数	発行数	必要 事業所数	標準 達成率	母集団 事業所数	発行数	必要 事業所数	標準 達成率	母集団 事業所数	発行数	必要 事業所数	標準 達成率	母集団 事業所数	発行数	必要 事業所数	標準 達成率									
(4ランク計)	675,190	5,711	2,286	0.20%	95,675	711	324	0.37%	185,903	1,555	630	0.42%	71,685	547	243	0.47%	99,765	1,169	338	0.67%	61,008	615	207	1.06%	98,591	612	334	0.45%	62,482	502	212	0.63%	-	-	-	-	-	-	-	-	
Aランク	216,284	1,846	732	/	23,192	172	79	/	59,834	500	203	/	31,364	239	106	/	34,180	401	116	/	18,215	194	65	/	27,883	173	94	/	20,616	166	70	/	-	-	-	-	-	-	-		
東京都	89,276	759	302	/	9,875	74	33	/	23,745	199	80	/	8,497	65	29	/	14,144	166	48	/	9,267	93	31	/	15,757	98	53	/	7,991	64	27	/	-	-	-	-	-	-	-		
大阪府	136,040	1,132	461	/	24,353	180	82	/	37,033	310	125	/	13,037	99	44	/	18,455	216	62	/	9,797	99	33	/	22,091	137	75	/	11,374	91	39	/	-	-	-	-	-	-	-		
兵庫県	104,353	886	353	/	18,931	141	64	/	28,940	242	86	/	8,851	68	30	/	15,604	183	53	/	9,131	92	31	/	13,007	81	44	/	9,799	79	33	/	-	-	-	-	-	-	-		
千葉県	56,605	482	192	/	5,695	42	19	/	16,556	138	56	/	4,560	35	15	/	8,460	99	29	/	6,377	64	22	/	8,995	56	30	/	6,022	48	20	/	-	-	-	-	-	-	-		
埼玉県	72,572	607	246	/	13,729	102	46	/	19,885	166	67	/	5,376	41	18	/	8,913	104	30	/	7,221	73	24	/	10,768	67	36	/	6,680	54	23	/	-	-	-	-	-	-	-		
(5ランク計)	816,462	6,108	2,705	0.20%	115,660	725	354	0.38%	245,578	1,826	689	0.38%	98,259	567	193	0.64%	125,690	1,365	377	0.95%	72,508	638	241	1.26%	106,389	693	383	0.46%	60,420	645	330	0.62%	-	-	-	-	-	-	-	-	
東京都	39,808	297	132	/	6,656	42	22	/	11,432	85	38	/	2,915	18	10	/	6,152	64	20	/	3,320	29	11	/	5,022	28	17	/	4,311	31	14	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
茨城県	34,141	255	113	/	5,069	32	17	/	10,687	79	35	/	2,294	14	8	/	4,911	31	16	/	3,414	30	11	/	4,111	23	14	/	3,664	26	12	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
静岡県	54,604	407	181	/	9,827	63	33	/	16,359	121	54	/	6,030	23	27	/	4,917	43	16	/	4,917	43	16	/	6,095	34	29	/	5,506	39	16	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
福井県	15,839	119	53	/	2,561	16	9	/	4,942	37	16	/	1,042	6	3	/	2,196	23	7	/	1,446	13	5	/	1,742	10	6	/	1,910	14	6	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
広島県	40,013	299	133	/	5,573	35	19	/	12,006	89	40	/	3,121	19	10	/	5,926	62	20	/	3,731	33	12	/	5,384	31	18	/	4,272	30	14	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
徳島県	16,557	123	55	/	2,508	16	8	/	4,910	36	16	/	1,253	8	4	/	2,320	24	8	/	1,691	15	6	/	2,408	14	8	/	1,467	10	5	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟県	25,222	189	84	/	4,041	26	13	/	7,515	56	25	/	1,770	11	6	/	3,994	41	13	/	2,285	20	8	/	3,242	18	11	/	2,385	17	8	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
栃木県	28,540	211	95	/	5,518	35	18	/	8,128	60	27	/	1,914	12	6	/	3,953	41	13	/	2,531	22	8	/	3,664	21	12	/	2,832	20	9	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
宮城県	27,836	210	92	/	2,633	17	9	/	8,749	65	29	/	2,335	14	8	/	4,490	47	15	/	2,672	23	9	/	3,819	22	13	/	3,138	22	10	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
山梨県	13,765	104	46	/	2,217	14	7	/	3,886	29	13	/	865	5	3	/	2,385	25	8	/	1,108	10	4	/	1,599	9	5	/	1,705	12	6	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
三重県	24,513	183	81	/	3,670	23	12	/	7,499	56	25	/	1,495	9	5	/	3,418	36	11	/	2,159	19	7	/	3,186	18	11	/	3,096	22	10	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
Bランク	18,551	138	62	/	3,475	22	12	/	5,410	40	18	/	1,335	8	4	/	2,915	30	10	/	1,586	14	5	/	1,854	10	6	/	1,976	14	7	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
香川県	70,957	532	236	/	6,358	40	21	/	21,378	159	71	/	6,307	39	21	/	11,430	119	38	/	6,044	53	20	/	11,335	64	38	/	8,105	58	27	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
徳島県	14,109	106	47	/	2,019	13	7	/	4,288	32	14	/	1,041	6	3	/	2,179	23	7	/	1,167	10	4	/	1,778	10	6	/	1,637	12	5	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
山口県	25,572	190	85	/	3,536	23	12	/	8,029	60	27	/	1,937	12	6	/	3,207	33	11	/	2,407	21	8	/	3,386	19	11	/	3,070	22	10	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
福岡県	13,271	99	44	/	2,547	16	8	/	4,013	30	13	/	830	5	3	/	2,050	21	7	/	1,068	9	4	/	1,073	6	4	/	1,690	12	6	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
奈良県	15,600	115	52	/	2,382	15	8	/	4,169	31	14	/	950	6	3	/	1,923	20	6	/	1,324	12	4	/	2,643	15	9	/	2,209	16	7	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
山梨県	18,086	136	60	/	1,649	11	5	/	6,073	45	20	/	1,196	7	4	/	2,549	26	8	/	1,779	16	6	/	2,438	14	8	/	2,402	17	8	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
長野県	32,289	245	107	/	5,412	34	18	/	9,392	70	31	/	2,205	14	7	/	5,721	59	19	/	2,943	25	9	/	3,077	20	12	/	3,219	23	11	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
北海道	66,114	504	220	/	5,817	37	19	/	20,152	150	67	/	5,035	31	17	/	11,949	124	40	/	6,189	54	21	/	9,158	52	30	/	7,814	56	26	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
岐阜県	33,056	247	110	/	6,865	44	23	/	9,692	72	32	/	2,030	12	7	/	5,099	53	17	/	2,721	24	9	/	3,638	21	12	/	3,011	21	10	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
静岡県	11,088	84	37	/	1,331	9	4	/	3,559	26	12	/	734	5	2	/	1,607	17	5	/	887	8	3	/	1,614	9	5	/	1,366	10	5	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
新潟県	26,187	198	87	/	3,352	21	11	/	8,179	61	27	/	1,896	11	6	/	4,167	43	14	/	2,414	21	8	/	3,102	18	10	/	3,167	23	11	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
福井県	33,125	251	110	/	5,510	35	18	/	10,498	78	35	/	2,071	13	7	/	5,003	52	17	/	3,132	28	10	/	3,291	19	11	/	3,620	26	12	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
和歌山県	15,670	115	52	/	2,074	13	7	/	4,881	36	16	/	880	5	3	/	2,151	22	7	/	1,208	11	4	/	2,330	13	8	/	2,146	15	7	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
愛媛県	19,903	149	66	/	2,679	17	9	/	6,315	47	21	/	1,345	8	4	/	3,044	32	10	/	1,608	14	5	/	2,543	14	8	/	2,369	17	8	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
高知県	10,882	83	36	/	1,188	7	4	/	3,095	27	12	/	459	4	2	/	1,630	17	5	/	974	8	3	/	1,186	7	4	/	1,851	12	6	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
(6ランク計)	215,009	4,722	2,183	0.20%	21,761	430	221	0.42%	69,943	1,489	710	0.40%	14,548	240	148	0.67%	37,182	1,155	378	0.59%	18,600	466	189	0.86%	29,331	452	299	0.45%	23,644	490	240	0.55%	-	-	-	-	-	-	-	-	
大分県	16,475	360	161	/	1,536	30	16	/	5,231	111	53	/	1,141	19	12	/	2,777	86	28	/	1,650	36	15	/	2,214	34	22	/	2,126	44	23	/	-	-	-	-	-	-	-	-	
熊本県	24,381	529	248	/	2,218	44	23	/	7,995	170	81	/	1,944																												

最低賃金に関する基礎調査の報告者数((ア)地域別最低賃金の審議のために調査が必要な事業所)

標準誤差＝0.70%

		事業所規模計								事業所規模1～9人						事業所規模10～29人						事業所規模30～99人(製造業)						目標 回収率	全数階層	
		母集団 事業所数	母集団 労働者数	1事業所 あたり 労働者数	影響率	標準 誤差	必要 労働者数	必要 事業所数	調査対象 事業所数	(参考) 令和6年計 画の件数	母集団 事業所数	母集団 労働者数	1事業所 あたり 労働者数	全労働者 に占める 割合	必要 労働者数	必要 事業所数	母集団 事業所数	母集団 労働者数	1事業所 あたり 労働者数	全労働者 に占める 割合	必要 労働者数	必要 事業所数	母集団 事業所数	母集団 労働者数	1事業所 あたり 労働者数	全労働者 に占める 割合	必要 労働者数			必要 事業所数
北海道	道	108,207	735,739	6.7	50.0%	0.7%	5,067	752	1,547	1,602	84,442	312,692	3.7	42.5%	2,153	582	22,811	373,703	16.4	50.8%	2,574	157	954	49,344	25.9	6.7%	340	13	48.6%	—
青森県	森	25,516	168,354	6.5	50.0%	0.7%	4,952	758	1,342	1,274	20,207	74,033	3.7	44.0%	2,178	594	5,068	82,005	16.2	48.7%	2,412	149	241	12,316	25.6	7.3%	362	14	56.5%	—
岩手県	手	26,316	180,145	6.7	50.0%	0.7%	4,962	736	1,298	1,248	20,693	76,179	3.7	42.3%	2,098	570	5,232	83,757	16.0	46.5%	2,307	144	391	20,209	25.8	11.2%	557	22	56.7%	—
宮城県	城	48,285	340,771	7.0	50.0%	0.7%	5,027	720	1,356	1,331	37,033	139,692	3.8	41.0%	2,061	546	10,741	174,869	16.3	51.3%	2,580	158	511	26,210	25.6	7.7%	387	15	53.1%	—
秋田県	秋	21,089	142,176	6.7	50.0%	0.7%	4,925	740	1,298	1,257	16,674	60,248	3.6	42.4%	2,087	578	4,131	67,327	16.3	47.4%	2,332	143	284	14,601	25.7	10.3%	506	20	57.0%	—
山形県	山	23,742	165,327	6.8	50.0%	0.7%	4,949	723	1,282	1,236	18,802	68,940	3.7	41.7%	2,064	563	4,523	73,793	16.3	44.6%	2,209	135	417	22,594	27.1	13.7%	676	25	57.3%	—
福島県	島	39,003	266,988	6.7	50.0%	0.7%	5,006	742	1,379	1,353	30,720	111,278	3.6	41.7%	2,087	576	7,697	124,632	16.2	46.7%	2,337	144	586	31,078	26.5	11.6%	583	22	53.8%	—
茨城県	茨	51,126	383,276	7.4	50.0%	0.7%	5,035	683	1,324	1,335	38,633	142,911	3.7	37.3%	1,877	508	11,627	195,534	16.8	51.0%	2,569	153	866	44,831	25.9	11.7%	589	23	51.6%	—
栃木県	木	37,563	273,951	7.2	50.0%	0.7%	5,009	697	1,335	1,352	28,700	105,876	3.7	38.6%	1,936	525	8,279	137,364	16.6	50.1%	2,511	151	584	30,711	26.3	11.2%	562	21	52.2%	—
群馬県	馬	40,334	285,704	7.0	50.0%	0.7%	5,013	719	1,336	1,322	31,128	111,511	3.6	39.0%	1,956	546	8,580	141,550	16.5	49.5%	2,483	151	626	32,643	26.1	11.4%	573	22	53.8%	—
埼玉県	玉	112,845	856,276	7.5	50.0%	0.7%	5,072	678	1,345	1,380	84,207	313,667	3.7	36.6%	1,858	499	26,962	455,674	16.9	53.2%	2,699	160	1,676	86,935	25.9	10.2%	515	20	50.4%	—
千葉県	千	90,506	663,542	7.3	50.0%	0.7%	5,063	697	1,388	1,383	68,073	254,847	3.7	38.4%	1,945	519	21,577	363,393	16.8	54.8%	2,773	165	856	45,302	26.5	6.8%	346	13	50.2%	—
東京都	京	326,894	2,230,616	6.8	50.0%	0.7%	5,090	750	1,518	1,523	253,474	929,559	3.7	41.7%	2,121	578	71,527	1,204,889	16.8	54.0%	2,750	163	1,893	96,168	25.4	4.3%	219	9	49.4%	—
神奈川県	神	139,012	1,015,855	7.3	50.0%	0.7%	5,077	700	1,389	1,375	104,444	393,289	3.8	38.7%	1,965	522	33,582	570,527	17.0	56.2%	2,851	168	986	52,039	26.4	5.1%	260	10	50.4%	—
新潟県	新	49,644	344,700	6.8	50.0%	0.7%	5,028	736	1,305	1,239	39,190	139,802	3.6	40.6%	2,039	572	9,618	161,255	16.8	46.8%	2,352	140	836	43,643	26.1	12.7%	637	24	56.4%	—
富山県	富	23,469	159,540	6.7	50.0%	0.7%	4,944	739	1,349	1,335	18,591	65,849	3.5	41.3%	2,041	576	4,501	73,761	16.4	46.2%	2,286	139	377	19,930	26.4	12.5%	618	23	54.8%	—
石川県	石	27,374	178,631	6.5	50.0%	0.7%	4,960	768	1,466	1,490	21,735	76,590	3.5	42.9%	2,127	604	5,350	87,125	16.3	48.8%	2,419	149	289	14,916	25.8	8.4%	414	16	52.4%	—
福井県	井	18,756	124,779	6.6	50.0%	0.7%	4,902	748	1,378	1,336	14,875	51,719	3.5	41.4%	2,032	584	3,605	58,914	16.3	47.2%	2,314	142	276	14,146	25.6	11.3%	556	22	54.3%	—
山梨県	梨	19,315	128,319	6.6	50.0%	0.7%	4,907	748	1,472	1,531	15,435	54,002	3.5	42.1%	2,065	590	3,624	60,638	16.7	47.3%	2,319	139	256	13,679	26.7	10.7%	523	20	50.8%	—
長野県	野	45,495	295,598	6.4	50.0%	0.7%	5,015	781	1,493	1,475	36,563	129,722	3.5	43.9%	2,201	620	8,413	137,998	16.4	46.7%	2,341	143	519	27,878	26.9	9.4%	473	18	52.3%	—
岐阜県	阜	45,494	320,721	6.9	50.0%	0.7%	5,022	726	1,349	1,325	35,568	126,457	3.6	39.4%	1,980	557	9,042	148,300	16.4	46.2%	2,322	142	884	45,964	26.0	14.3%	720	28	53.8%	—
静岡県	静	78,262	545,931	6.9	50.0%	0.7%	5,055	735	1,369	1,343	60,810	217,170	3.6	39.8%	2,011	563	16,312	268,423	16.5	49.2%	2,485	151	1,140	60,338	26.5	11.1%	559	21	53.7%	—
愛知県	知	151,363	1,102,268	7.2	50.0%	0.7%	5,079	706	1,358	1,358	114,683	423,954	3.7	38.5%	1,953	528	34,819	580,030	16.7	52.6%	2,672	160	1,861	98,284	26.4	8.9%	453	17	52.0%	—
三重県	重	35,586	246,840	6.8	50.0%	0.7%	4,999	731	1,382	1,386	27,829	101,148	3.6	41.0%	2,048	564	7,268	119,538	16.4	48.4%	2,421	147	489	26,154	26.7	10.6%	530	20	52.9%	—
滋賀県	滋	25,304	193,002	7.5	50.0%	0.7%	4,971	663	1,249	1,253	18,965	70,726	3.7	36.6%	1,822	488	5,906	98,463	16.7	51.0%	2,536	152	433	23,813	27.5	12.3%	613	22	53.1%	—
京都府	都	55,197	366,869	6.6	50.0%	0.7%	5,032	764	1,579	1,608	43,680	155,181	3.6	42.3%	2,129	599	10,998	184,814	16.8	50.4%	2,535	151	519	26,874	25.9	7.3%	369	14	48.4%	—
大阪府	阪	195,457	1,388,337	7.0	50.0%	0.7%	5,083	723	1,513	1,555	150,276	561,137	3.7	40.4%	2,055	550	43,108	722,513	16.8	52.0%	2,645	158	2,073	104,687	25.3	7.5%	383	15	47.8%	—
兵庫県	大	99,446	694,161	6.9	50.0%	0.7%	5,065	734	1,445	1,455	77,293	285,739	3.7	41.2%	2,085	564	21,037	348,745	16.6	50.2%	2,545	153	1,116	59,677	26.7	8.6%	435	16	50.8%	—
奈良県	良	22,241	157,020	7.0	50.0%	0.7%	4,942	710	1,403	1,430	17,292	63,374	3.7	40.4%	1,994	544	4,629	76,478	16.5	48.7%	2,407	146	320	17,168	26.8	10.9%	540	20	50.6%	—
和歌山県	和	21,508	138,731	6.4	50.0%	0.7%	4,921	773	1,492	1,481	17,302	60,239	3.5	43.4%	2,137	614	3,924	64,045	16.3	46.2%	2,272	139	282	14,447	25.6	10.4%	512	20	51.8%	—
鳥取県	取	12,269	83,014	6.7	50.0%	0.7%	4,807	719	1,250	1,208	9,681	35,312	3.6	42.5%	2,045	561	2,440	39,838	16.3	48.0%	2,307	141	148	7,864	26.6	9.5%	455	17	57.5%	—
島根県	根	15,846	98,213	6.1	50.0%	0.7%	4,850	790	1,429	1,375	12,843	44,353	3.5	45.2%	2,190	634	2,855	46,499	16.3	47.3%	2,296	141	148	7,361	24.9	7.5%	364	15	55.3%	—
岡山県	山	39,157	276,726	7.0	50.0%	0.7%	5,010	719	1,291	1,236	30,270	110,409	3.6	39.9%	1,999	548	8,331	137,313	16.5	49.6%	2,486	151	556	29,004	26.1	10.5%	525	20	55.7%	—
広島県	広	57,952	384,657	6.6	50.0%	0.7%	5,035	765	1,422	1,368	45,763	166,262	3.6	43.2%	2,176	599	11,673	190,894	16.4	49.6%	2,499	153	516	27,501	26.6	7.1%	360	14	53.8%	—
山口県	口	27,563	185,289	6.6	50.0%	0.7%	4,965	747	1,409	1,370	21,791	78,517	3.6	42.4%	2,104															

最低賃金に関する基礎調査の報告者数(イ)特定最低賃金の審議のために調査が必要な事業所)

標準誤差→ 1.0%

全国計 33,605

都道府県	業種	母集団 事業所数	母集団 労働者数	1事業所 あたり 労働者数	影響率	標準 誤差	必要 労働者数	必要 事業所数	調査対象 事業所数	目標 回収率	全数階層
北海道	処理牛乳・乳飲料、乳製品、砂糖・でんぷん糖類製造業	97	5,021	28	50.0%	1.0%	1,669	61	95	64.1%	—
北海道	鉄鋼業	21	2,883	59	50.0%	1.0%	1,339	21	21	59.7%	○
北海道	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	106	7,628	38	50.0%	1.0%	1,883	51	89	57.4%	—
北海道	船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	33	817	20	50.0%	1.0%	616	31	33	66.1%	○
青森	鉄鋼業	37	551	13	50.0%	1.0%	452	36	37	70.0%	○
青森	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	112	3,570	22	50.0%	1.0%	1,471	66	94	70.0%	—
青森	各種商品小売業	27	1,771	31	50.0%	1.0%	1,037	27	27	52.9%	○
青森	自動車小売業	750	5,068	7	50.0%	1.0%	1,674	248	371	66.9%	—
岩手	鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	36	702	16	50.0%	1.0%	548	34	36	67.1%	○
岩手	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	26	619	19	50.0%	1.0%	496	26	26	70.0%	○
岩手	電子部品・デバイス・電子回路製造業	79	2,314	21	50.0%	1.0%	1,202	57	79	65.4%	○
岩手	各種商品小売業	10	37	4	50.0%	1.0%	36	10	10	36.6%	○
岩手	百貨店、総合スーパー	11	1,485	33	50.0%	1.0%	932	11	11	63.2%	○
岩手	自動車小売業	506	4,906	9	50.0%	1.0%	1,656	176	260	67.6%	—
岩手	電気機械器具製造業	46	1,004	17	50.0%	1.0%	717	43	46	65.4%	○
岩手	情報通信機械器具製造業	22	606	20	50.0%	1.0%	488	22	22	66.7%	○
宮城	鉄鋼業	9	209	17	50.0%	1.0%	193	9	9	70.0%	○
宮城	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	288	5,327	15	50.0%	1.0%	1,702	112	187	60.0%	—
宮城	自動車小売業	727	6,637	9	50.0%	1.0%	1,816	199	345	57.6%	—
秋田	非鉄金属製錬・精製業	7	313	28	50.0%	1.0%	278	7	7	69.6%	○
秋田	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	96	2,772	21	50.0%	1.0%	1,315	64	91	70.0%	—
秋田	自動車・同附属品製造業	23	785	24	50.0%	1.0%	598	23	23	70.0%	○
秋田	自動車(新車)・自動車部分品・附属品小売業	281	2,837	10	50.0%	1.0%	1,329	132	196	67.2%	—
山形	ポンプ・圧縮機、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機械製造業	77	1,621	17	50.0%	1.0%	984	59	77	70.0%	○
山形	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	284	6,365	18	50.0%	1.0%	1,795	101	144	70.0%	—
山形	自動車・同附属品製造業	84	1,695	16	50.0%	1.0%	1,010	62	84	69.0%	○
山形	自動車整備業	753	5,171	7	50.0%	1.0%	1,685	246	387	63.6%	—
福島	非鉄金属製造業	69	1,335	15	50.0%	1.0%	871	57	69	67.4%	○
福島	計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	47	1,128	18	50.0%	1.0%	778	43	47	67.5%	○
福島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	457	9,790	17	50.0%	1.0%	1,992	116	182	63.9%	—
福島	輸送用機械器具製造業	136	2,813	16	50.0%	1.0%	1,324	82	136	60.0%	○
福島	自動車小売業	667	5,955	9	50.0%	1.0%	1,761	198	336	58.9%	—
茨城	鉄鋼業	163	2,850	15	50.0%	1.0%	1,332	90	163	50.9%	○
茨城	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	797	11,560	13	50.0%	1.0%	2,056	163	281	58.0%	—
茨城	計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具、理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	645	11,104	15	50.0%	1.0%	2,041	141	226	62.5%	—
茨城	各種商品小売業	44	4,815	42	50.0%	1.0%	1,646	39	44	56.1%	○
栃木	塗料製造業	8	676	31	50.0%	1.0%	532	8	8	58.1%	○
栃木	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	730	9,177	11	50.0%	1.0%	1,965	176	293	60.0%	—
栃木	計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具、理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	120	2,533	17	50.0%	1.0%	1,258	75	120	61.0%	○
栃木	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	339	6,501	16	50.0%	1.0%	1,806	115	183	62.7%	—
栃木	自動車・同附属品製造業	272	5,572	17	50.0%	1.0%	1,726	105	173	60.7%	—
栃木	各種商品小売業	34	3,285	37	50.0%	1.0%	1,420	34	34	41.6%	○
群馬	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	5	229	29	50.0%	1.0%	210	5	5	63.7%	○
群馬	ポンプ・圧縮機、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機械製造業	771	10,244	12	50.0%	1.0%	2,010	174	288	60.5%	—
群馬	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	560	8,242	13	50.0%	1.0%	1,918	150	260	57.7%	—
群馬	輸送用機械器具製造業	604	10,224	14	50.0%	1.0%	2,009	142	232	61.1%	—
埼玉	非鉄金属製造業	139	2,536	15	50.0%	1.0%	1,259	82	139	55.4%	○
埼玉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,199	17,153	13	50.0%	1.0%	2,182	174	314	55.5%	—
埼玉	輸送用機械器具製造業	686	11,575	14	50.0%	1.0%	2,056	145	280	51.8%	—
埼玉	光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	92	1,298	13	50.0%	1.0%	855	68	92	55.9%	○
埼玉	各種商品小売業	46	729	16	50.0%	1.0%	565	36	46	35.0%	○
埼玉	自動車小売業	1,507	14,527	10	50.0%	1.0%	2,133	222	417	53.3%	—
千葉	調味料製造業	29	990	23	50.0%	1.0%	709	29	29	61.6%	○
千葉	鉄鋼業	349	6,152	15	50.0%	1.0%	1,778	121	212	57.2%	—
千葉	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	603	7,989	12	50.0%	1.0%	1,904	161	268	60.0%	—
千葉	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	360	5,182	13	50.0%	1.0%	1,687	134	234	57.2%	—
千葉	計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具、理化学機械器具製造業	154	2,082	12	50.0%	1.0%	1,136	95	154	54.4%	○
千葉	各種商品小売業	32	430	13	50.0%	1.0%	367	28	32	35.0%	○
千葉	自動車(新車)小売業	745	9,857	13	50.0%	1.0%	1,994	151	250	60.5%	—
千葉	百貨店、総合スーパー	62	15,644	58	50.0%	1.0%	2,156	37	62	46.1%	○
東京	鉄鋼業	281	2,912	10	50.0%	1.0%	1,345	140	281	48.1%	○
東京	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	443	4,136	9	50.0%	1.0%	1,558	178	327	54.4%	—
東京	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機・同附属品製造業	449	5,056	10	50.0%	1.0%	1,673	163	321	50.7%	—
東京	業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	1,319	15,098	10	50.0%	1.0%	2,145	207	387	53.5%	—
東京	計量器・測定器・分析機器・試験機、測量機械器具・理化学機械器具製造業	950	9,682	9	50.0%	1.0%	1,987	213	414	51.4%	—
東京	自動車(新車)小売業	956	15,495	15	50.0%	1.0%	2,153	143	253	56.5%	—
東京	一般貨物自動車運送業、郵便業(信書便事業を含む)	4,897	150,908	23	50.0%	1.0%	2,459	109	212	51.3%	—
神奈川	塗料製造業	16	292	15	50.0%	1.0%	262	16	16	70.0%	○
神奈川	鉄鋼業	185	2,918	13	50.0%	1.0%	1,347	101	161	62.9%	—
神奈川	非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	64	1,089	15	50.0%	1.0%	759	53	64	49.4%	○
神奈川	ポンプ・圧縮機、ポンプ・圧縮機、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	972	10,384	10	50.0%	1.0%	2,015	205	366	56.0%	—
神奈川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	1,725	23,681	12	50.0%	1.0%	2,261	187	346	54.0%	—
神奈川	輸送用機械器具製造業	943	14,473	13	50.0%	1.0%	2,132	162	288	56.2%	—
神奈川	自動車小売業	1,312	13,456	10	50.0%	1.0%	2,108	206	375	54.9%	—

鳥取	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	150	3,101	17	50.0%	1.0%	1,384	84	120	70.0%	—
鳥取	各種商品小売業	15	1,665	38	50.0%	1.0%	1,000	15	15	58.7%	○
島根	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	12	415	24	50.0%	1.0%	356	12	12	70.0%	○
島根	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	95	1,532	13	50.0%	1.0%	950	71	95	65.4%	○
島根	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	58	1,425	19	50.0%	1.0%	908	49	58	70.0%	○
島根	自動車・同附属品製造業	18	720	28	50.0%	1.0%	559	18	18	70.0%	○
島根	自動車（新車）小売業	190	1,816	10	50.0%	1.0%	1,052	111	167	66.6%	—
島根	百貨店、総合スーパー	13	2,172	33	50.0%	1.0%	1,162	13	13	57.3%	○
島根	食料品スーパーマーケット	163	4,297	19	50.0%	1.0%	1,581	82	154	53.2%	—
島根	ホームセンター	43	633	14	50.0%	1.0%	505	36	43	53.2%	○
岡山	耐火物製造業	42	841	16	50.0%	1.0%	629	39	42	65.1%	○
岡山	鉄鋼業	97	1,366	13	50.0%	1.0%	884	70	97	63.5%	○
岡山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	217	3,807	15	50.0%	1.0%	1,509	102	159	64.2%	—
岡山	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	206	4,105	16	50.0%	1.0%	1,554	95	143	66.3%	—
岡山	自動車・同附属品製造業	173	3,818	17	50.0%	1.0%	1,511	89	131	68.0%	—
岡山	船舶製造・修理業、船用機関製造業	45	776	15	50.0%	1.0%	592	41	45	70.0%	○
岡山	各種商品小売業	36	957	20	50.0%	1.0%	692	34	36	51.5%	○
広島	製鉄業、鋼材、鉄鉄鋳物、可鍛鉄製造業、その他の鉄鋼業	156	2,704	15	50.0%	1.0%	1,299	88	144	61.2%	—
広島	建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	664	6,084	9	50.0%	1.0%	1,772	205	322	63.6%	—
広島	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	1,221	14,727	11	50.0%	1.0%	2,137	196	320	61.2%	—
広島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	308	5,113	14	50.0%	1.0%	1,679	120	201	59.7%	—
広島	自動車・同附属品製造業	260	5,393	17	50.0%	1.0%	1,708	104	169	61.5%	—
広島	船舶製造・修理業、船用機関製造業	478	6,095	12	50.0%	1.0%	1,773	153	255	60.1%	—
広島	各種商品小売業	51	730	13	50.0%	1.0%	565	45	51	61.4%	○
広島	自動車小売業	1,029	9,683	9	50.0%	1.0%	1,987	219	388	56.4%	—
広島	各種食料品小売業	1,079	41,170	23	50.0%	1.0%	2,357	101	186	54.2%	—
山口	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属、同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	71	1,381	16	50.0%	1.0%	890	56	71	68.2%	○
山口	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	86	1,566	16	50.0%	1.0%	963	63	86	70.0%	○
山口	輸送用機械器具製造業	176	3,578	17	50.0%	1.0%	1,472	89	144	62.0%	—
山口	百貨店、総合スーパーマーケット	23	3,300	38	50.0%	1.0%	1,423	23	23	61.6%	○
山口	各種商品小売業、各種食料品小売業	736	17,943	18	50.0%	1.0%	2,194	120	234	51.2%	—
徳島	造作材・合板・建築用組立材料製造業	27	370	12	50.0%	1.0%	322	27	27	54.0%	○
徳島	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	160	2,266	12	50.0%	1.0%	1,189	97	160	60.1%	○
徳島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	23	469	16	50.0%	1.0%	395	23	23	61.6%	○
香川	冷凍調理食品製造業	41	1,165	22	50.0%	1.0%	795	37	41	70.0%	○
香川	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	297	4,030	12	50.0%	1.0%	1,543	128	201	63.8%	—
香川	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	104	2,307	17	50.0%	1.0%	1,200	71	104	68.1%	○
香川	船舶製造・修理業、船用機関製造業	140	2,058	13	50.0%	1.0%	1,129	88	140	59.4%	○
愛媛	パルプ、紙製造業	7	258	23	50.0%	1.0%	234	7	7	70.0%	○
愛媛	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	395	5,701	13	50.0%	1.0%	1,738	138	211	65.3%	—
愛媛	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	42	816	17	50.0%	1.0%	615	37	42	64.9%	○
愛媛	船舶製造・修理業、船用機関製造業	317	3,998	11	50.0%	1.0%	1,538	136	240	56.7%	—
高知	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	10	389	26	50.0%	1.0%	337	10	10	70.0%	○
高知	一般貨物自動車運送業	255	2,714	11	50.0%	1.0%	1,302	123	211	58.4%	—
福岡	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	23	509	18	50.0%	1.0%	423	23	23	70.0%	○
福岡	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	491	7,673	14	50.0%	1.0%	1,886	140	240	58.4%	—
福岡	輸送用機械器具製造業	204	5,203	19	50.0%	1.0%	1,689	90	146	61.6%	—
福岡	百貨店、総合スーパー	56	11,963	52	50.0%	1.0%	2,068	40	56	52.3%	○
福岡	自動車（新車）小売業	548	7,283	13	50.0%	1.0%	1,861	141	209	67.4%	—
佐賀	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	177	2,882	14	50.0%	1.0%	1,339	96	137	70.0%	—
佐賀	陶磁器・同関連製品製造業	56	1,134	16	50.0%	1.0%	780	48	56	70.0%	○
佐賀	陶磁器・同関連製品製造業	190	1,612	8	50.0%	1.0%	980	123	190	62.2%	○
佐賀	百貨店、総合スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、各種食料品小売業、電気機械器具（中古品を除く）小売業	414	8,814	17	50.0%	1.0%	1,948	116	226	51.3%	—
長崎	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	147	2,323	13	50.0%	1.0%	1,204	91	130	70.0%	—
長崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	64	1,425	18	50.0%	1.0%	908	52	64	67.9%	○
長崎	船舶製造・修理業、船用機関製造業	283	4,240	13	50.0%	1.0%	1,573	120	179	67.0%	—
熊本	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	140	3,169	18	50.0%	1.0%	1,398	79	128	61.5%	—
熊本	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	111	1,919	15	50.0%	1.0%	1,086	74	111	62.1%	○
熊本	百貨店、総合スーパー	14	2,724	50	50.0%	1.0%	1,304	14	14	70.0%	○
大分	鉄鋼業	21	2,748	74	50.0%	1.0%	1,309	18	21	70.0%	○
大分	非鉄金属製造業	11	1,353	48	50.0%	1.0%	878	11	11	70.0%	○
大分	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	99	11,770	54	50.0%	1.0%	2,062	39	56	69.7%	—
大分	自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業	109	7,285	39	50.0%	1.0%	1,861	49	76	64.5%	—
大分	自動車（新車）小売業	172	2,546	14	50.0%	1.0%	1,262	90	129	70.0%	—
大分	各種商品小売業	34	2,611	36	50.0%	1.0%	1,277	34	34	56.7%	○
宮崎	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	37	895	19	50.0%	1.0%	659	36	37	66.3%	○
宮崎	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	61	1,569	19	50.0%	1.0%	964	51	61	61.3%	○
宮崎	各種商品小売業	51	1,163	17	50.0%	1.0%	794	46	51	44.3%	○
宮崎	自動車（新車）小売業	169	1,771	10	50.0%	1.0%	1,037	99	141	70.0%	—
鹿児島	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	95	2,913	22	50.0%	1.0%	1,346	61	93	65.8%	—
鹿児島	百貨店、総合スーパー	43	5,956	44	50.0%	1.0%	1,761	40	43	45.9%	○
鹿児島	自動車（新車）小売業	198	2,409	12	50.0%	1.0%	1,227	101	167	60.4%	—
沖縄	新聞業	9	557	31	50.0%	1.0%	456	9	9	67.0%	○
沖縄	自動車（新車）小売業	105	2,188	18	50.0%	1.0%	1,167	67	105	54.3%	○
沖縄	各種商品小売業	47	8,223	58	50.0%	1.0%	1,917	33	47	52.5%	○
沖縄	糖類製造業	29	659	18	50.0%	1.0%	522	29	29	70.0%	○
全国計		85,738	1,544,092	4,481			316,409	20,798	33,605		

過去の回収率

<賃金改定状況調査>

実施年	調査対象事業 所数	回収数	うちオンライン	調査票回収率		有効回答数	有効回答率
令和 4 年	15,861	5,230	1,286	33.0%	24.6%	4,738	29.9%
令和 5 年	16,489	5,747	1,113	34.9%	19.4%	5,281	32.0%
令和 6 年	16,373	6,330	1,490	38.7%	23.5%	5,149	31.4%
令和 7 年	16,486	6,074	1,455	36.8%	24.0%	4,980	30.2%

<最低賃金に関する基礎調査>

実施年	調査対象事業 所数	回収数	うちオンライン	調査票回収率		有効回答数	有効回答率
令和 4 年	97,875	48,245	17,328	49.3%	35.9%	46,662	47.7%
令和 5 年	98,442	51,275	16,766	52.1%	32.7%	49,844	50.6%
令和 6 年	96,591	47,837	18,737	49.5%	39.2%	47,214	48.9%
令和 7 年	96,751	41,969	17,454	43.4%	41.6%	41,365	42.8%

※1 「オンライン回答率」は、オンラインによる回収数を全体の回収数で除して算出している。

最低賃金に関する実態調査 復元推計の方法

<改定状況調査>

イ 事業所に関する集計表

都道府県別、産業別、事業所規模別の集計事業所数を、事業所母集団データベース（令和5年次フレーム）に基づく母集団事業所数に復元した上で集計。

ロ 労働者に関する集計表

ランク別、産業別の集計労働者数を、事業所母集団データベース（令和5年次フレーム）に基づく母集団労働者数に復元した上で集計。

<最低賃金に関する基礎調査>

都道府県（地域）別、産業別、事業所規模別の標本労働者数を、事業所母集団データベース（令和5年次フレーム）に基づく母集団労働者数に復元した上で集計。

特定最低賃金の審議のための調査にかかる集計においては、当該特定最低賃金が適用される労働者属性に限って集計する。